

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 13 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第48条の8第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(限定解除の審査)</p> <p>第27条 <u>施行規則第18条の4</u>に規定する限定解除の審査は、<u>施行規則第23条に定める適性試験及び施行規則第24条に定める技能試験に準じて行うものとする。</u></p>	<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、<u>次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(限定解除の審査)</p> <p>第27条 <u>施行規則第18条の5</u>に規定する限定解除の審査は、<u>施行規則第23条に定める適性試験及び施行規則第24条に定める技能試験に準じて行うものとする。</u></p>
2	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 警衛列自動車</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が、車両の通行を禁止している道路の区間内にある場合には、法第8条第2項の規定に基づく許可を受けている場合に限る。）は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、法第4条第1項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 警衛列自動車及び<u>警護列自動車</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の2第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が、車両の通行を禁止している道路の区間内にある場合には、法第8条第2項の規定に基づく許可を受けている場合に限る。）は、次に掲げるものとする。</p>

ア～ウ [略]

2 [略]

(標章の交付申請等)

第5条の2 前条第1項第3号に規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書(様式第1号の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(右側停車等の許可申請)

第10条の2 [略]

ア～ウ [略]

エ 法第51条の4第1項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

2 [略]

(標章の交付申請等)

第5条の2 前条第1項第3号(アからウまでに掲げるものに限る。)に規定する公安委員会の交付に係る標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車標章交付申請書(様式第1号の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(右側停車等の許可申請)

第10条の2 [略]

(放置違反金の納付命令)

第10条の2の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令(以下「納付命令」という。)は、放置違反金納付命令書(様式第5号の2の2)により行う。この場合において、同条第5項に規定する納付の期限(以下「放置違反金の納付期限」という。)は、放置違反金納付命令書の送付の日から14日を経過した日とする。

2 法第51条の4第1項の放置違反金の納付は、納入通知票(様式第5号の2の3)により行わなければならない。

(弁明の通知)

第10条の2の3 法第51条の4第6項の規定による弁明の通知は、弁明通知書(様式第5号の2の4)により行う。この場合において、同項第2号に規定する提出期限は、弁明通知書の送付の日から14日を経過した日とする。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第10条の2の4 法第51条の4第6項の規定による弁明の通知を受けた者から、証拠書類及び証拠物(以下「証拠書類等」という。)の提出を受けたときは、提出物目録(様式第5号の2の5)を作成しなければならない。

2 前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 第1項の規定により提出を受けた証拠書類等について、必要なくなったときは、速やかに、これを当該証拠書類等を提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書(様式第5号の2の6)と引換えに行わなければならない。

(弁明の通知の掲示)

第10条の2の5 法第51条の4第7項の規定による弁明の通知の掲示は、弁明通知公示送達書（様式第5号の2の7）により行う。この場合において、同条第6項第2号に規定する弁明書の提出期限は、弁明通知公示送達書の掲示を始めた日から14日を経過した日とする。

（仮納付等）

第10条の2の6 法第51条の4第9項の規定による納付は、納入通知票により行わなければならない。

2 法第51条の4第12項の規定による仮納付に係る金額の返還に係る通知は、仮納付金返還通知書（様式第5号の2の8）により行う。

（督促及び延滞金）

第10条の2の7 法第51条の4第13項の規定による督促は、放置違反金の納付期限の経過後20日以内に、督促状（様式第5号の2の9）により行う。

2 放置違反金について前項の規定による督促をした場合において、放置違反金の納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該放置違反金の額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の放置違反金及び第2項の延滞金（以下「放置違反金等」という。）の納付は、納入通知票により行わなければならない。この場合において、放置違反金等の納付期限は、督促状の送付の日から10日を経過した日とする。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の延滞金を免除することができる。

（1）納付命令を受けた者が災害により放置違反金の納付期限までに納付できなかったとき。

（2）放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて掲示板に掲示したとき。

（3）前2号のほか、納付命令を受けた者が、放置違反金の納付期限までに納付できなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（滞納処分）

第10条の2の8 法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから指定した者に行わせる。

2 前項の職員が滞納処分を行うときは、放置違反金滞納処分吏員証（様式第5号の2の10）を携帯し、これを提示しなければならない。

（納付命令の取消し等）

第10条の2の9 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消し及び当該納付命令に係る放置違反金等に相当する金額の還付に係る通知は、納付命令取消・還付通知書（様式第5号の2の11）により行う。

（確認事務委託対象法人の登録及び登録の更新の申請）

（確認事務委託対象法人の登録及び登録の更新の申請）

第10条の3 法51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を受けようとする法人は、申請手数料を添えて、確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書（様式第5号の2の2）を公安委員会に提出しなければならない。

第10条の3 法51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を受けようとする法人は、申請手数料を添えて、確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書（様式第5号の2の12）を公安委員会に提出しなければならない。

（選任又は解任の届出）

（選任又は解任の届出）

第15条 法第74条の2第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、安全運転管理者選任（解任）届（様式第6号）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。

第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、安全運転管理者選任（解任）届（様式第6号）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。

2 法第74条の2第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、副安全運転管理者選任（解任）届（様式第6号の2）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、副安全運転管理者選任（解任）届（様式第6号の2）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。

3・4 [略]

3・4 [略]

（解任の命令）

（解任の命令）

第17条 法第74条の2第6項の規定に基づく解任命令は、安全運転管理者等解任命令書（様式第10号）を交付して行う。

第17条 法第74条の3第6項の規定に基づく解任命令は、安全運転管理者等解任命令書（様式第10号）を交付して行う。

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書 (様式第5号の2の2)	交通指導課長
[略]	
[略]	

申請書等	経由先
[略]	
確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書 (様式第5号の2の12)	交通指導課長
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号の2の2を様式第5号の2の12とし、様式第5号の2の次に次の10様式を加える。

放置違反金納付命令書

年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知票により下記の納付期限までに納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）	
放置違反金の額	円	
納付の期限	年 月 日まで	
納付の場所	納入通知票記載の金融機関	
納付命令の理由	違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	違反場所	
	違反車両番号	
	違反態様	

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に岩手県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

様式第5号の2の3 (第10条の2の2関係)

年度 領収済通知票

ID																							
年度 調定区分 経理 会計 出納 所管課 所属 内訳所属																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">款 項</td> <td style="width: 20%;">目 節</td> <td style="width: 20%;">細 節</td> <td style="width: 20%;">事 業</td> <td style="width: 20%;">現 越</td> <td style="width: 20%;">現 有</td> <td style="width: 20%;">証 券 番 号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>										款 項	目 節	細 節	事 業	現 越	現 有	証 券 番 号							
款 項	目 節	細 節	事 業	現 越	現 有	証 券 番 号																	
認定番号 金 額																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> </td> <td style="width: 70%;"> </td> </tr> </table>																							

この用紙を直接電子計算機に読み込ませますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

金 額 円
 納入義務者
 発行日 年 月 日
 納入期限 年 月 日
 摘 要
 担 当 課

年度 取納票

経 理	会 計	出 納	所管課	所 属	内訳所属	款
項 目	節	細 節	事 業	現 越		
調 定 番 号						

金 額 円
 納入義務者
 発行日 年 月 日
 納入期限 年 月 日
 摘 要
 担 当 課

年度 納入通知票・納付票・領収票

(納入義務者住所)
 (納入義務者氏名) 様

金 額 円
 (納入期限) 年 月 日
 (納入場所)
 摘 要
 上記のとおり納入してください。
 年 月 日 印
 担 当 課

岩手県出納長等用

指定金融機関 等領収日付印	領収日付印

備考1 摘要欄には、収入すべき理由を記載すること。
 2 用紙の大きさは、縦21.0センチメートル、横11.1センチメートルとすること。

金融機関用
岩手県

領収日付印	

備考1 摘要欄には、収入すべき理由を記載すること。
 2 用紙の大きさは、縦21.0センチメートル、横11.1センチメートルとすること。

領収日付印	

調定番号・返納番号

--

備考1 摘要欄には、収入すべき理由を記載すること。
 2 納付票として使用する場合には、印を必要としない。
 3 用紙の大きさは、縦21.0センチメートル、横11.1センチメートルとすること。

(表)

弁明通知書	
年 月 日	
様	
岩手県公安委員会 印	
あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。	
記	
弁明通知書番号	第 _____ 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 _____ 号）
予定される納付命令の内容	放置違反金 _____ 円の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	違反日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃
	違反場所 _____
	違反車両番号 _____
	違反態様 _____
弁明書の提出先	_____
弁明書の提出期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日必着
備 考	_____ 年 _____ 月 _____ 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。
注 弁明の機会の付与に際しての留意事項	
1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。	
2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。	
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。	

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第 51 条の 4 第 9 項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第 51 条の 4 第 10 項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第 51 条の 4 第 12 項）。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納入通知票による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、納入通知票記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の納入通知票に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納入通知票の領収日付印欄に押印後、領収証書としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を（4）の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

提出物目録

年 月 日

岩手県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第6項の規定により弁明の通知を行った者から、下記目録の証拠書類等を受領した。

記

弁明通知書番号	第 号		
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）		
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日	年 月 日		
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	印

仮納付金返還通知書

年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」に記入の上、返信用封筒で早急に返送して下さい。

記

理 由	
金 額	円

督促状

年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知票により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に岩手県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金及び延滞金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納入通知票は使用せず、同封した納入通知票により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、領収日付印欄に押印された納入通知書が領収証書となり、当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金の額は、納付命令による納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、放置違反金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。

照 会 先

放置違反金納付命令取消・還付通知書

年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、
道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」に記入し、返信用封筒
で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(A4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び様式第5号の2の2を様式第5号の2の12とし、様式
第5号の2の次に10様式を加える改正規定は、平成18年6月1日から施行する。